

資格更新規則一部改定のお知らせ

会員の皆さまより、単位取得ルールについて多数のご意見をいただき、取得単位に有効期限を設けない資格更新規則の改正を、下記の通り実施することになりました。この改定により、取得単位に有効期限を設けないこととし、5年ごとの資格更新時に申請した必要取得単位以外の単位は、次回の更新時に持ち越すことが出来るようになります。

記

【改定規則】 「臨床美術士」資格更新規則 ※ハンドブック 49 ページ参照

【改正内容】 第4条 1. の一部及び 2. を削除する
附 4. を追加する

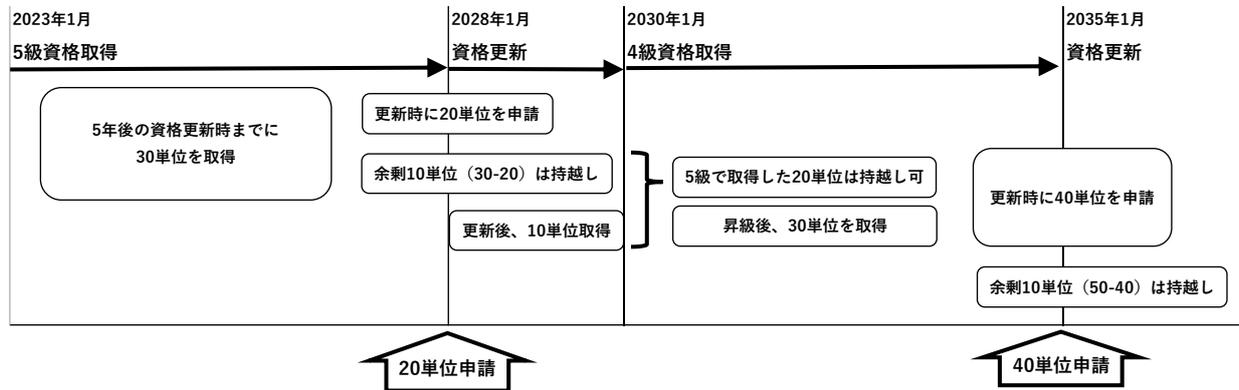
〔改定後〕

- 第4条 1. 臨床美術士は第3条に定める期間の経過後も引き続き5年ごとの期間に第2条および第3条に定める内容と同様の単位を取得していなければならない。その場合、前回の更新申請後に取得した単位を申請するものとする。〈削除〉
2. ~~資格更新申請手続期間において、更新申請書を郵送した翌日以降に取得した単位は次回更新分の単位とする。〈削除〉~~
- 附則 4. この別項は2024年4月1日より施行する

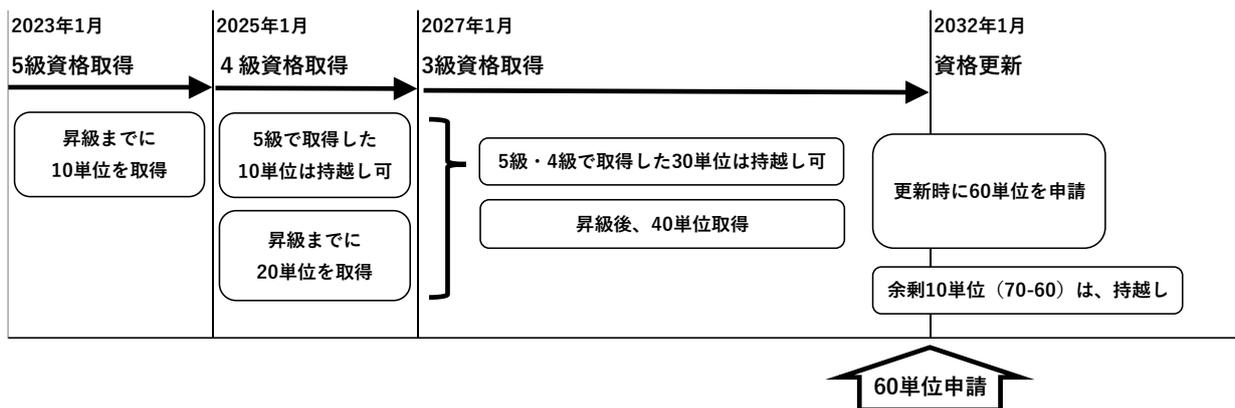
【変更点】 ・資格更新時に取得した余剰単位は、次回の更新時に持ち越し可能とする
・取得単位に有効期限を設けない

※2024年4月1日以前に取得した単位についても、今回の改訂に適用いたします。

例1) Aさん(5級資格取得者)が5年後に資格を更新、その2年後に4級を取得した場合

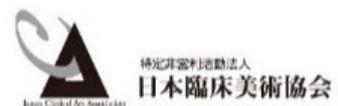


例2) Bさん(5級資格取得者)が2年後に4級を取得、その2年後に3級を取得した場合



<参考> 各級における資格更新必要単位数

臨床美術士 認定級	5級	4級	3級	2級
必要単位	20単位	40単位	60単位	80単位



特定非営利活動法人 日本臨床美術協会 事務局
 〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂 1-9-3 ShonanEminence 3階
 TEL 050-6865-3701 FAX 050-3737-9007
 MAIL : association@arttherapy.gr.jp
 HP : http://www.arttherapy.gr.jp/